

令和 8 年 6 月 26 日
支出負担行為担当官
情報通信政策研究所長

見積書提出依頼書

1 調達件名及び数量等

件名：電波監視・環境調査の測定技術に関する知識の習得を目的とした講義・演習
の業務請負

数量等：仕様書のとおり

2 仕様書交付期間

令和 8 年 6 月 26 日 9 時～令和 8 年 7 月 10 日 12 時まで

3 見積書等提出の締切日時

令和 8 年 7 月 10 日 12 時まで

4 提出方法・提出先等

(1) 提出方法 郵送又は電子メールで提出（締切日時必着）。郵送で提出する場合には封筒に調達件名を記載すること。電子メールで提出する場合には、調達件名を記載すること。いずれの場合にも会社名、担当者名及び連絡先を明記すること。

(2) 提出先 (郵送) 〒185-8795 東京都国分寺市泉町 2-1-16
総務省情報通信政策研究所 総務・研修部総務課財務係
(電子メール) iicp-soumu@soumu.go.jp

(3) 見積書 ・見積者及び代理人の氏名、住所及び連絡先（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、住所、連絡責任者及び連絡担当者の氏名（電話番号及びメールアドレス）を記載すること。

・内訳を記載すること。

(4) その他 ・仕様書内容についての問い合わせは以下の連絡先に確認すること。

(連絡先) 情報通信政策研究所総務・研修部 企画課

042-320-5807 (平日 9:00～17:30)

・見積書のほか、追加資料を求める場合がある。

5 開札日

令和 8 年 7 月 10 日 (落札者等へは電話等で通知)

見積結果については、契約の相手方決定後速やかに所ホームページで公表する。

6 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 総務省又は他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。
- (4) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

7 その他注意事項

一度提出された見積書の変更、取消及び差替えは認めないことに加え、以下各号に該当する見積書は無効とする。なお、変更及び差替えについて、軽微な誤りであり、当所が変更及び差替えを認める場合は除く。

- (1) 提出締切日時までに到着しなかった見積書。
- (2) 委任状のない代理人により提出された見積書。
- (3) 上記4(3)の記載内容を満たさないもの。
- (4) 同一の者により提出された2通以上の見積書。
- (5) 記載事項が不備な見積書。
 - ア 金額が不明確なもの。
 - イ 金額を訂正したもの。
 - ウ 品名・数量が仕様書の内容と異なるもの。
 - エ 調達する物品等の品名及び合価の記載のないもの。
 - オ 見積者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は見積者の氏名及び代理人の氏名）の判然としないもの。
 - カ その他記載事項が不備又は判読できないもの。
 - キ 明らかに連合によると認められるもの。
- (6) 新規に取引する場合で、電子メールで受領する場合は、電話・面談等による確認がとれない場合。押印されていない見積書を郵送で受領する場合には、本人確認情報を入力出来ない場合。
- (7) 提出された見積書に対して、説明や追加資料等を求められた時に、期限までにこれに応じない場合。

8 問い合わせ先

総務省情報通信政策研究所 総務・研修部総務課財務係
電話 042-320-5805

電波監視・環境調査の測定技術に関する知識の習得を目的とした講義・演習の
業務請負

仕 様 書

総務省情報通信政策研究所

仕 様 書

I 本調達の概要

1 件名

電波監視・環境調査の測定技術に関する知識の習得を目的とした講義・演習の業務請負

2 目的

本調達による業務は、「令和8年度電波監視科」（別紙として授業時間割を添付する。）の一部として実施される。

この中で、総合通信局（所）等において、電波監視を遂行する上で参考となる、固定監視では捕捉が難しい電波障害や新たな干渉源への対応等、電波利用を取り巻く環境の変化に対応した電波測定技術に関する知識の習得を目的として実施されるものである。

3 履行期間

契約締結日～令和8年11月25日（水）
但し、講義の実施はI 4（2）①のとおり。

4 業務内容

（1）研修準備

① 業務着手

契約後速やかに総務省情報通信政策研究所（以下「研究所」という。）総務・研修部（以下「主管部」という。）において本研修を担当する教官（以下「担当教官」という。）（電話042-320-5817）に連絡を行い、研修の企画案、実施方法に関する打合せの実施日を調整すること。当該打合せには、本件請負業務に係る講義を行う個人（以下「担当講師」という。）を参加させ、契約後1週間以内に実施するものとする（担当教官から別段の指示がある場合はこの限りではない。）。

② 研修設計書等の提出

I 2に記載した本件請負業務の目的及び上記①の打合せを踏まえ、研修教材及び研修の実施方法等を記載した研修設計書を調整し、担当教官の了承を得た上で速やかに提出すること。電子ファイルの形式、提出方法及び提出先については、担当教官と協議すること。

（2）研修実施

① 実施日程

令和8年11月17日（火）
09時00分から12時00分まで（3.0時間）

② 実施方法

電波測定事例について解説するとともに、各事例において測定に必須となるスペアナの適用と操作を講義、演習及びグループディスカッションを通じて習得させるため、次のア～オの研修を実施すること。

ア ドローンを用いた無線環境調査について講義等を行う。

（例）携帯電話利用周波数帯の効率的な移動監視事例

イ リアルタイムスペアナと復調音を活用した混信妨害源調査について講義・演習等を行う。

（例）低頻度で発生する妨害源の効率的な特定事例

ウ IoT機器の通信障害に対する調査について講義・演習等を行う。

（例）複数の想定原因による電子機器動作不良の原因特定事例

エ 演習では、研修生をグループ(1グループ3～4名)に分け、操作時間をできる限り多く設けるとともに、効果的・効率的に実施できるよう機器等を準備し、研修生が一人一人参加できるようにする。

オ 演習で使用する無線設備、信号源及び測定器類等は、当該業務を請け負う者が用意し、研修開始までに調整を終えておく。

③ 実施場所

研究所内（東京都国分寺市泉町 2-11-16）の会場における対面形式。

④ 研修対象人数等

予定する人数は 20 名程度とする。

なお、研修人数等に変更が生じた場合には、担当教官と内容を調整するものとする。

但し、主管部の判断により、傍聴者及びオンライン聴講者を認める場合があることに留意すること。

⑤ 研修における留意事項等

ア I 4 (1) ②で担当教官の了承を得た研修設計書等にしがって実施すること。

また、講義及び実習の実施に際しては、以下の点に留意すること。

(ア) 研修生の習熟度に的確に対応する。

(イ) 講義時間 60～90 分ごとに、10 分程度の授業準備時間をおく。

(ウ) 講義最後の 15 分程度は、質疑応答を含め纏めの時間とする。

イ 資料（テキスト等）は、次のとおりとすること。

(ア) I 4 (1) ②で担当教官の了承を得た研修設計書等を踏まえて、必要とされる知識の習得及び能力の開発に相応しい内容及び分量である。

(イ) 資料は、講義の内容を体系的に理解でき、かつ要点を分かり易く整理したものである。

(ウ) 了承を得た資料から変更する場合、事前に教官の承認を得る。

(エ) 研修終了後、研修出席者及び総務省職員が使用可能なものを提出

する。

ウ 使用言語等

講義及び実習並びに資料で使用する言語は、日本語とする。ただし、専門用語等一部について外国語を使用することが適当である場合には、この限りではない。

5 請負を希望する者に求められる要件

(1) 本件請負業務を適切に履行するために、電波監視を遂行する上で参考となる、電波監視・環境調査の測定技術に関する知識を修得させるべく、必要な能力及び体制を有していること。

(2) 応募の時点で次の能力等を有する講師の予定を確保できていること。

① 当研究所の求める講義及び実習を確実にを行うために必要な経験、資格、業績等

② 国、地方公共団体の研修機関又は職員数 300 人以上の企業等団体の研修機関での十分なノウハウと講師（講演）の経験

③ 本件請負業務を適切に実施するために、必要若しくは有用な、又は背景となる経歴及び知見

II その他

1 納入成果物

(1) 納入形態・納入期限

	納入成果物	納入形態	納入期限
①	研修設計書	電子ファイル 1部	I 4 (1) ②の担当教官の了承後、すみやかに提出。
②	資料（テキスト等）	・電子ファイル 1部 ・印刷物 23部 (研修生20+研究所保管3)	・令和8年11月10日(火) ・印刷物は研修開始日に提出(配付)すること。
③	研修結果報告書	電子ファイル 1部 (別添様式参照)	令和8年11月25日(水)

(2) 納入場所等

総務省情報通信政策研究所総務・研修部 担当教官
〒185-8795 東京都国分寺市泉町 2-11-16
TEL:042-320-5817

2 知的財産権等

(1) 請負者は、本契約に関して総務省が開示した情報（公知の情報等は除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の

目的以外に使用又は、第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。

なお、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管部の承認を得ること。

- (2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、総務省が特に使用を指示した場合を除き、請負者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に主管部の承認を得ることとし、総務省は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら総務省の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。
この場合、総務省は係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 本請負の成果を公表する場合、請負者は原則として事前に総務省の承認を得るものとする。
- (5) 請負者は、本契約履行過程で第三者に事務の一部を請け負わせる場合は、当該請負者に対しても、上記(1)～(4)の内容を遵守させるものとする。

3 その他留意事項

- (1) 本仕様書の内容及び解釈等について不明な箇所がある場合、その他研修の実施に関して特に必要がある場合は、事前に担当教官と協議し、対応に関する指示を受け、決定、解決すること。
この場合、当該協議に関する議事録を作成し、担当教官の確認を受けること。
- (2) 本件の実施中、損害を与えた場合及び損害を被った場合は、速やかに研究所に報告するとともに、請負者の故意又は重大な過失による場合は、請負者の責任においてこれを原状に復し、又は損害を請負者の負担により賠償すること。
- (3) 本研修実施に際して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」発令のおそれがあると認められる場合、その他の研修生の安全を確保するために研究所が必要と認めた場合は、研修方法に変更が生じる可能性があることに留意すること。
- (4) 講義及び実習の実施において知り得た情報等については、研究所から指

示がある場合を除き、目的以外に使用又は、第三者に開示若しくは漏洩しないこと。

(5) 契約に関する疑義については、総務省情報通信政策研究所総務・研修部
総務課財務係（電話 042-320-5805）まで照会すること。

以上

【授業時間割】

令和 8 年度電波監視科

時間 日付	08:45 ～ 09:00	第 1 時限 09:00～10:20	第 2 時限 10:30～12:00	第 3 時限 13:00～14:20	第 4 時限 14:30～15:50	第 5 時限 16:00～17:30
	11/09(月)	(略)				14:45～15:10 【入所式、ホームルーム、オリエンテーション】 [訓練施設内]
11/10(火)	08:40～20:30 電波監視車両運転訓練 (2日目) 同上					
11/11(水)	08:40～17:30 電波監視車両運転訓練 (3日目) 同上					
11/12(木)	08:40～(予定)14:00 電波監視車両運転訓練 (4日目) 同上			(予定)14:00～14:20 【修了式】 [訓練施設内]	(略)	17:15～17:30 【オリエンテーション】 [専用教室]
11/13(金)	08:45～09:30 【入所式・ホームルーム】 [専用教室]	09:30～10:20 特別講話 【講師依頼】 [専用教室] 講師来所	10:30～12:00 重要無線通信妨害の事例紹介 【講師依頼】 [専用教室] 講師来所	13:00～14:20 障害事例の説明 【講師依頼】 [専用教室] 講師来所	14:30～17:30 妨害波発信源の調査事例 【講師依頼】 [専用教室] 講師来所	
11/14(土)～15(日)	休日					
11/16(月)	ホーム ルーム	(略)	13:00～16:00 短波帯無線局等の電波監視 [所外研修]		(略)	
11/17(火)	ホーム ルーム	09:00～12:00 電波監視・環境調査の測定技術 (講義・演習) 【業務請負】 [専用教室、ICT教室] 講師来所	13:00～17:30 無人航空機 (ドローン等) の活用及び規制の現状 (講義・演習) 【業務請負】 [専用教室、講堂] 講師来所			
11/18(水)	ホーム ルーム	09:00～12:00 デジタル通信技術 (測定・監視) の基礎 【講師依頼】 [専用教室] 講師来所	13:00～15:10 違反処理関係法令 (刑法及び刑事訴訟法の基礎知識) 【講師依頼】 [専用教室] 講師来所		15:20～17:30 違反調書の取り方 【講師依頼】 [専用教室] 講師来所	
11/19(木)	ホーム ルーム	09:00～12:00 電波法令違反処理の規程・事例研究 (討議) 【講師依頼】 [専用教室] 講師来所	13:00～13:15 【修了式】 [専用教室]	(略)		

注：授業時間割は、諸事情により変更することがあります。

網掛けの教科目は、「オンライン聴講者」有ります。

研修期間：9日間 (土日を除く。) [i 車両運転訓練：11/09(月)-12(木)4日間、ii 電波監視業務：11/13(金)-19(木)5日間]

黄色の教科目が業務請負の研修です。

令和8年 月 日

情報通信政策研究所 総務・研修部 御中

研修結果報告書

以下のとおり研修を終了したので、報告します。

法人名：_____

研 修 年 月 日	令和8年11月17日(火) 9時00分～12時00分	
研 修 名 及 び 講 義 名	研修名：令和8年度電波監視科 講義名：電波監視・環境調査の測定技術(講義・演習)	
講 師 名		
講師所感	全体所感	
	研修生のモチベーションを維持し、研修効果を高めるために特に注意した点など	